

八王子市立第五中学校夜間学級補食実施要綱

第1 目 的

この要綱は、八王子市立第五中学校夜間学級（以下「夜間学級」という。）に在学する生徒に対し、教育的効果等を配慮して補食の提供を行うことを定める。併せて、補食の提供について必要なことを以下に定める。

第2 指導監督

八王子市教育委員会は、夜間学級及び補食を納品する業者に対し指導監督を行うものとする。

第3 補食の納入業者

納入業者（以下「指定業者」という。）は八王子市教育委員会が指名競争入札参加資格者より入札により決定する。

第4 価格の決定

入札により決定するものとする。

第5 不良品の納品または事故発生時の処置

学校長は、納入された補食について不良品と判断されるものを発見したとき、あるいは食中毒等事故が発生したときは、速やかに適切な処置を講じなければならない。

この場合、指定業者は、学校長、八王子市教育委員会あるいは関係機関の指示に従わなければならない。

付 則

本要綱は、平成6年4月1日より施行する。

本要綱は 平成14年9月20日より施行する。